

国労東北自動車支部

発 責 北山修司
編 責 教 宣 部
NO,119
2017.6.21

**国労加入
で職場を
変えよう**

第 86 回 定期 全国 大会
7 月 27 日 (木) ~ 28 日 (金)
千 葉 地 本 館 内

夏季手当2.45箇月+8万円

3年連続・6月27日支払い

国労仙地申第27号の回答について

■ 2017年度夏季手当についての申し入れ

1. 2017年度夏季手当の支払額は、基準内賃金の3.0箇月分に一律5万円を加算し支払うこと。

・別紙「回答書」に記載の状況を踏まえ、基準額は平成29年6月1日現在における基本給、都市手当及び扶養手当の月額を2.45倍した額とし、支給額に対し、一律80,000円を加算する。

2. 2017年度夏季手当の支払いについては、6月30日までに支払うこと。

・平成29年6月27日以降、準備でき次第とする。

3. 「成績率」の適用については、「増減額」について10/100を限度として改訂、実施すること。

・賃金規程に基づき、実施する。

4. 「期間率」の適用については、私傷病での「病欠」は除外しない緩和措置を図ること。

・賃金規程に基づき、実施する。

5. 契約社員については、社員に準じた取り扱いを行うこと。

・夏季一時金(契約社員)の基準額は平成29年6月1日現在の基本日額の23日分を1.87倍した額とし、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの稼働実績に基づき支給する。

また、支給額に対し、一律80,000円を加算する。

※ 支給対象の勤続期間が1年未満の契約社員については、基準額と同様の支給率を適用し、支給する。

6月16日(水)「2017年度夏季手当の申し入れ」(国労仙地申第27号)に対し、3年連続となる2.45ヶ月プラス加算額8万円の回答が示されました。

6月16日(水)「2017年度夏季手当の申し入れ」(国労仙地申第27号)に対し、3年連続となる2.45ヶ月プラス加算額8万円の回答が示されました。これまで4回の交渉を行い、会社は、加算額についてベアが実施されたことを理由に「前年並みは厳しい」とができました。私たちが要求からすれば納得できるものではありませんが、これを糧に秋季年末闘争をしつかり取り組んでいこう!

バス 関 東

バス社員

2.8ヶ月(前年比0.04ヶ月増)

契約A社員

2.2ヶ月(0.05ヶ月増)

契約B社員

継続雇用期間及び従事する業務に基づき定めた期間

支払日 6月27日以降準備出来次第

J R 東 日 本

2.91ヶ月(前年比0.06ヶ月増)

平成29年6月1日に在籍するエルダー社員の精勤手当

夏季支給額に、1万円を加算する。

支払日 6月27日以降、準備出来次第